

学校教育専門部会の協議事項<1>

2003.7.24

協議題ア「子どもたちの夢を育む学校教育活動のあり方について」

1 現況

小・中学校教育においては、2002年（平成14年）度から、完全学校週5日制のもと、新学習指導要領が全面実施され、2年目を迎えている。文部科学省は平成14年8月30日に「新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成～画一から自立と創造へ～」を掲げ人間力戦略ビジョンを発表した。その中では、「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「トップレベルの頭脳、多様な人材の育成～世界をリードする人材～」「『知』の世紀をリードする大学改革～競争的環境の中で個性輝く大学づくり」「感動と充実」「新しい時代を生きる日本人」の6つの施策を推進していく方向性を示している。

一方、本市においては、「かわさき夢教育2003」というリーフレットを市内全校種の保護者、教職員に配付するとともに、市内の社会教育施設の閲覧棚に置き、広く市民に対しても、川崎市の学校教育の当面の施策についてご理解をいただけるよう啓発活動を展開してきている。施策の主な内容については、「思いやりの心・感動する心の育成」「わかる授業・個に応じた指導の充実」「子どもを地域社会とともに育成」の3つの柱を掲げ、それぞれに具体的な施策を提示している。

その主なものに以下のような項目がある。

(1) 特色ある学校づくりの推進

本市においては、子どもたちの夢を育む教育をめざして、特に地域の教育力の活用に力を入れている。「夢教育21推進事業」の充実をはじめ、今年度から新規に立ち上げた「特色ある学校づくり・チャレンジ事業」「総合的な学習の時間の充実」などに取り組んでいる。

(2) 基礎基本の定着と学力の向上

子どもの学力の現状は、国際的にはトップクラスだが、学習が受け身で自ら調べ判断し自分なりの考えを持ち表現することが不十分である。本市においては、少人数・TT（ティームティーチング）など加配による教育方法改善への取り組みや学力向上フロンティア事業（文部科学省委嘱事業）、教育課程研究会の開催、実践事例集の作成、市診断テスト（中学校のみ）の実施等をおこない、子どもの学力向上のための取り組みを行っている。

(3) いじめ・不登校の克服

いじめ発生件数については、小学校では年々、減少傾向が見られる。中学校については、やや増加傾向にある。不登校については、小学校では、ほぼ横ばいからやや減少傾向が見られる。中学校では、年々着実に増加している。本市においては、児童生徒指導関係の諸事業を通じて、いじめ、不登校を未然に防ぐ学校づくりに向けた協議、研修等に努めているところである。また、教育相談体制の充実や教職員研修の充実に努めているところである。

(4) 豊かな体験活動の推進

全市の小・中学校では飼育栽培や福祉体験、職業体験等の体験活動を積極的に行っている。本市では、地域体験活動の推進モデル事業を実施し、小・中学校各7校、高等学校1校に依

託し、各学校や地域の実情を踏まえ、発達段階に応じた体験活動を実施している。

(5) 教育ボランティアの充実

本市では、学校教育活動支援事業（教育ボランティア）を実施している。現在、ボランティアの内容にかかわらず、一人1回500円を支給している。各学校には10万円ずつ配当されているが、個人の銀行口座に直接振り込む形を取っているため、事務処理が煩雑になっている。

(6) 国際理解教育、情報教育の充実

市内における在住外国人児童生徒は、市内全域に広く在籍している。また、海外からの帰国児童生徒数も年々増加している。本市では、国際化推進地域研究事業、姉妹都市交流促進事業、巡回非常勤講師の派遣、小学校における英語活動支援としてE A F（英語活動補助員）の派遣、A L T（外国語指導助手）の派遣などを実施している。総合的な学習の時間においても特に、小学校において、国際理解教育の一環として外国語会話や外国人との交流等に積極的に取り組んでいる。

コンピュータの整備状況については、各小学校22台、各中学校42台、高等学校（普通科）42台の導入が既に行われている。国がすすめている「e-japan重点計画2002」では小学校42台、普通教室、特別教室へのコンピュータ整備、ネットワークの高速化、校内L A NなどIT活用のための整備が進められているが、本市は、本年3月の調査でコンピュータの1台当たりの児童生徒数は、12政令都市中10位となっている。

(7) 特別支援教育のあり方

平成15年3月「今後の」特別支援教育のあり方について（最終答申）が示された。緊急かつ重要な課題としてLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥他動性障害）、高機能自閉症等、通常の学級では学習面行動面で困難を示す子どもへの支援の必要性が提言された。本市では、国のモデル事業の歩調とあわせ、多摩区の小・中学校を広域研究推進地区として指定し、教育的支援を行う体制を検討している。

(8) 外国人児童生徒の学習支援

川崎市帰国・外国人児童生徒教育巡回非常勤講師配置事業（国の緊急地域雇用特別対策市町村事業）として、平成14年度より3年間の期限付きで市内に在籍する児童生徒で学力保障を充実させるために支援を行っている。現在、非常勤講師5名で、本年度は12校（小学校1校、中学校11校）計15名の児童生徒への指導を行い教育的効果を上げている。

(9) より魅力ある高等学校づくり

平成15年5月に「川崎市立高等学校教育振興計画」を策定し、これからの中立高等学校の充実・発展に向けた基本的な考え方と方向性を示した。今後それぞれの諸課題の解決に向けた具体的な取り組み内容を検討していく。

(10) 幼保連携・幼保一元化のあり方

市立幼稚園は、川崎市幼稚園教育振興計画により、平成15年度から3年保育の研究実践園として再スタートしたが、幼稚園の園舎等の施設は老朽化し狭くなっている。幼保連携等に

については平成14年1月に川崎市幼保連携検討委員会を設置し、教育委員会、健康福祉局を中心に、各関係者の協力を得ながらその方向を検討している。

(11) 小中学校給食のあり方

小学校は114校で自校調理方式により完全給食を実施している。中学校は、51校でミルク給食を実施している。中学校においては、平成13年10月より校外調理依託（デリバリ一）方式により各区1校で試行している。

(12) 部活動のあり方（外部指導者の登用）

生徒数の減少による教員数の減少等で顧問を引き受ける教員が減少している。各学校では、地域の教育力を積極的に取り入れている状況もある。

2 課題

(1) 特色ある学校づくりの推進

着実に地域の教育力を活用する動きが出てきているが、人材活用のための予算の充実、体験活動等にかかる施設・設備等の充実が求められている。特色ある学校づくり・チャレンジ事業は、小学校5校で理科、音楽、図工、体育、情報教育、中学校でも5校で、理科、音楽、美術、保健体育、情報教育の教科・領域だが、教科及び配置校の拡大を今後さらに図る必要がある。

(2) 基礎基本の定着と学力の向上

学ぶ意欲を向上させることと、わかる授業を行うことが重要である。そのためには教員の資質向上の施策や教員の加配（少人数指導への対応）と指導法等の研究開発が急務である。さらに、自然体験や社会体験などの機会の充実を図ることも必要である。

(3) いじめ・不登校の克服

いじめ、不登校の発生の減少に向け、学校・保護者・地域社会がどのように連携をしていくか、更には学校教育の中でいじめや不登校を未然に防止していくために、どんな手立てや適切な指導等があるのかを模索していく。

(4) 豊かな体験活動の推進

活動内容に応じた地域の人材確保が難しいという声が多く聞かれる。また、費用面や活動時間等からくる活動内容の制限があり、ダイナミックな活動にまでは至っていない。さらに、事故や損害等への補償（保険制度の整備）を整備していく必要がある。

(5) 教育ボランティアの充実

教育ボランティアが意欲的に活動できるような環境整備や諸経費、事故等に適切に対応できるシステムづくりが求められる。教育ボランティアの役割や位置づけを明確にした学習指導計画の作成や教職員が教育ボランティアと連携・協力を効果的に行えるような支援体制が必要である。

(6) 国際理解教育、情報教育の充実

国際理解教育では、帰国・外国人児童生徒が修得した知識や技能等を積極的に学校教育の中で生かしていく方法を等を研究していく必要がある。総合的な学習の時間では、今後、人材等の活用が益々増えてくる。学習サポーターとしてや教育ボランティアとしての活用が求められる中で人材の確保と報償について、一貫性のある仕組みづくりが必要である。

コンピュータ導入には、大きな経費が必要となり、しかもその費用が継続するため負担が大きい。教員については指導できる教員の割合を増やすためにリーダー養成研修を充実させる必要がある。情報教育モデル校を中心に活用方法や活用事例の研究を進めていく必要がある。

(7) 特別支援教育のあり方

全市へ特別支援教育の体制充実事業を拡大していく必要がある。今後、さらに、川崎の実情に応じた特別支援教育のあり方について研究していく。

(8) 外国人児童生徒の学習支援

各学校からの学習支援への要望が多く、非常勤講師の増員を要望したい。さらに、国の緊急地域雇用特別対策が終了した後の事業費の確保を行う必要がある。

(9) より魅力ある高等学校づくり

生徒の可能性を伸ばすための教育内容や教育方法の充実、開かれた高等学校づくりの推進、新しい視点による学校・学科・学系の創造、入学者選抜方法及び通学区域（学区）の検討等が挙げられる。

(10) 幼保連携・幼保一元化のあり方

保育園を所管する健康福祉局は、共働き世帯の急増等もあり、待機児童を多く抱え、その解消に苦慮しており、幼稚園や子育て広場との連携を模索しつつある。市教委、健福間の温度差もあり検討委員会の動向とも相まって、幼保連携の方向性はやや不透明になっている。

(11) 小中学校給食のあり方

より一層の効率的、効果的な行財政運営が求められている。将来的には小学校給食調理業務を民間委託していく。中学校給食については早期全校実施に向け検討していく。

(12) 部活動のあり方（外部指導者の登用）

部活動における外部指導者の導入を積極的に進めていく必要がある。そのためには、各種競技団体への協力要請や総合型地域スポーツクラブへの参加も視野に入れながら活動方法を検討していく。

3 今後の見通し

協議題イ「学校運営・施設設備のあり方について」**1 現況**

学校運営については、従来、管理職を中心に進められていたが、これからの時代は、全教職員が学校運営に関わっているという意識はもちろん、実際に学校運営の一躍を担うという体制づくりに努めることが求められている。本市においては、学校教育推進会議（国でいうところの学校評議員）を設置し、保護者や地域住民はもちろん、子どもの意見についても尊重していこうとする立場をとっている。ここで話し合われたことは、学校運営の改善に生かされるものと思われる。

学校は、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一丸となって、地域の教育力を活用しながら、子どもたちの安全と健全な成長を願い、教育していくことが求められている。

学校の施設整備については、子どもたちの教育環境を良くしていく上で、欠かすことのできない取り組みである。低迷する経済状況や少子高齢化社会の中で、税収減は否めない。このような状況の中でどのように教育環境を整備・充実していくかが求められている。

(1) 学校教育推進会議と子どもの参加

開かれた学校づくりの推進を図るために、学校運営等について幼児児童生徒、保護者、地域住民、教職員、有識者等から意見の聴取を行っている。

(2) 地域教育力の導入

本市では「夢教育21推進事業」の中で、地域からの人材支援に対する謝礼としての予算を確保している。各学校では地域の教育力を十分に活用できるよう人材バンク等を作成している。また、教育活動支援事業（教育ボランティア）として、教科学習等の支援、図書館ボランティア、総合的な学習の時間での人材活用、職業体験活動や自然体験活動等におけるゲストティーチャーなどへの交通費等（1日または1回500円）の支給も行われている。

(3) 地域から信頼される確かな校長の登用

現在、校長推薦された者の中から、選考試験を2回受けた者が候補者として名簿登載され、昇任についての条件を満たすことになる。管理職研修については、年数回実施されている。平成15年度より、人事評価システムによる目標管理手法による評価を実施している。

(4) 校舎の新・改築における新たな整備手法の導入

昭和30年代に建築された校舎を保有する学校39校を改築予定校と位置づけ、改築事業を進めている。改築は、まちづくり局の直接施行で実施している。尚、新設校の建築については、まちづくり公社による立替施行も可能になっている。

(5) 学校教育施設開放事業の拡充に向けた施設の管理方法

現在は、校庭・体育館・特別教室・プール開放を実施しており、夜間校庭開放を実施してい

る学校もある。虹ヶ丘小学校のコミュニティールームの活動もあるが、地域自主管理の受け皿となる動きが見られない現状である。学校施設の福祉等他機能転用の事例については、空き教室をデイサービスセンターに転用し活用している事例が現在5校ある。

(6) 学校運営上の危機管理のあり方

平成13年度からの安全対策としては、教職員やPTA、地域の方々による校内安全パトロール、玄関のインターフォン設置、安全パトロール防犯用具の配置、来校者へのIDカードの着用、警察への連絡体制の強化、市教委内の学校安全対策委員会の設置、安全管理マニュアルの作成、安全点検日の設置、子ども110番の家の増設等が挙げられる。

2 課題

(1) 学校教育推進会議と子どもの参加

保護者や地域住民とともに子どもからも学校教育についての意見を聞くことにより、子どもの立場から学校への希望を知ることができる一方、大人と子どもが一緒に行うための開催時刻の設定、子どもにふさわしい議題の内容、多くの子どもの意見を聞く方法などについて、まだ試行錯誤の状態である。

(2) 地域教育力の導入

教科学習等の補助に入る場合には、計画立案から当日の学習内容のねらい等について、役割分担やどのようなことで補助をしてほしいかといった綿密な打ち合わせが必要となるが、その時間的な確保が難しい現状がある。外部講師として校外での学習が予想される場合、児童生徒の安全確保や事前の打ち合わせ等が重要になる。学習活動が学校内から外に出ることが多くなる状況の中で、きめ細かい指導体制と事前の地域人材との綿密な打ち合わせが求められる。

(3) 地域から信頼される確かな校長の登用

管理職の登用方法を見直し、より適格な人材を登用できるように改めるとともに、管理職に対する適格な人事評価を行い、自己反省や自己改革のきっかけになるようなシステムを構築していく必要がある。

(4) 校舎の新・改築における新たな整備手法の導入

平成8年度以降は改築校数が減少していて、このため改築予定校39校のうち23校については、改築も耐震補強工事も手つかずの状態にある。

(5) 学校教育施設開放事業の拡充に向けた施設の管理方法

開放校数並びに開放施設数は急増しているが、市民のニーズもうなぎ登りで、要望も多岐にわたり、きめ細かい要望に対応するには、既存の施設・設備の修繕、改築等を伴う場合が多く、要望には十分対応できないのが実情である。また、近隣住民からの苦情や利用団体等を巡ってのトラブルも増えている。

(6) 学校運営上の危機管理のあり方

学校での危機管理研修の必要性（危機を的確に捉え予知・予測できる力、予防・回避するための迅速で機敏な体制）更には、児童生徒に対しての安全教育・防災教育の徹底、学校・家庭・地域の関連施設との一層の連携及び連携システムの構築が求められる。

3 今後の見通し

協議題ウ「教員の指導力の向上について」**1 現況**

教育公務員特例法には、「第3章」 第19条 教育公務員は、その職務を遂行するために、絶えず研究と研修に努めなければならない。 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他、研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」とある。学校教育に携わる者は、研究と研修に努めることが不可欠なのである。そのために教育委員会としては、研修機関の充実や研究・研修の機会の確保、推進への支援等を行っている。

市総合教育センターにおいて行われている平成14年度研修参加者は、延べ約19,000人にのぼっている。毎年のように繰り返し受講する教員がいる一方、研修に参加する教員が増えているとは言えない状況もある。

校種を越えた人事交流による人材活用としては、10年経験者研修において、異校種間での研修を行っている。具体的には学級担任の補助的な役割を行い、他の校種の業務体験を通して、児童生徒理解に努めている。

(1) 教員の専門性の向上（初任研・経年研・管理職研・社会体験研等の充実）

教員の研修の充実に関しては、主に市総合教育センターにおいて様々な研修講座が実施されている。内容としては、初任者研修（新規採用者教員研修）、特別支援教育（障害児教育）に関すること、社会体験研修としては、「生涯学習」「人権尊重」に関すること、10年経験者研修、管理職研修、学校経営校長研修、学校経営教頭研修、新任校長研修、新任教頭研修などである。

(2) 教員の教育力の向上（教員の自主的、主体的な研修・研究活動の奨励と支援）

研修の場としては、市総合教育センターを中心に長期休業期間中に自主的に研修を受けている。この場合、出張扱いとして旅費が支給される。川崎市立学校各教育研究会には補助金が出ており、主体的に研究に取り組めるよう支援している。さらに、全学校に教職員研究研修教育実践活動事業実施委託料が配当されており、校内の研究を進める際に外部から講師を招き、その謝礼に当たりたり、冊子作成の費用に充てたり、県外の学校の研究報告会への参加のための費用に充てたりしている。

(3) 校種を越えた人事交流による人材活用（中高教員の小学校指導等）

10年経験者研修において、異校種間での研修を行っている。具体的には、学級担任の補助的な役割（TTによる学習指導等）をもとに、他の校種の業務の体験を通して、児童生徒理解に努めるものである。また、小中連携研究推進校では、教職員の交流として授業参観、意見交換会、総合的な学習の時間や教科学習における相互の教員派遣と指導を計画している。

2 課題

(1) 教員の専門性の向上（初任研・経年研・管理職研・社会体験研等の充実）

教員の専門性を向上させるためには、研修会の充実はもちろんのこと、内容としては、さらに指導力を向上させる研修、指導力を補う研修、自主研修を支援する大学や教育委員会との連携による研修、特別な資格を取得するための研修費・時間の保証、人事評価システムの適正運用等が今後求められる。更には、専門性の高い教員の確保と育成を図るために、教員採用の改善や特殊教育免許状の取得の推進、民間企業・社会教育施設・社会福祉施設等での社会体験研修、ボランティア研修などの推進が挙げられる。

(2) 教員の教育力の向上（教員の自主的、主体的な研修・研究活動の奨励と支援）

教員の自主的・主体的な研修・研究のためには、研修の場の充実、研修・研究の時間の保証、研修への意欲の喚起が重要である。そのためには、校外における研修の場と時間の確保、研修参加・研究推進への支援、研修・研究の成果を生かす場の工夫などが考えられる。

(3) 校種を越えた人事交流による人材活用（中高教員の小学校指導等）

免許法上、異校種間の学校で専科として指導できる範囲が決まっている。特に小学校の教員は、現状では異校種で指導できない。人事交流を行うことが、メリットになる場合とそうでない場合とを十分に検証していく必要がある。今後、異校種間の異動及び相互交流などを促進するために、小・中学校双方の免許状を有する教職員の採用を優先するなど、人的環境の整備が求められる。

3 今後の見通し

学校教育専門部会の協議題（2）

2003.7.24

[市民向けアンケート項目（案）]

○本調査は、現在進行中の「かわさき教育プラン」の実現状況の検証に向けて、より市民の皆様の声をお聞かせいただくことで、川崎市の教育施策が市民の皆様にご理解いただき、現在どのように進捗しているかをデータをもとにお示ししていくことをねらったものです。今後、アンケートの集計結果に基づき、施策の促進を図るものや、新たに施策として実施していかなければならないことなどにつきまして、尚一層努力してまいりたいと考えております。また、このアンケートは、10年間に渡りまして同様の内容で実施させていただくものです。忌憚のないご意見をお聞かせください。

1 川崎市の学校教育について伺います。

- (1) あなたの地域の学校は、子どもが楽しく安心して学べる場所になっていますか。
ア なっている イ なっていない ウ わからない エ どちらとも言えない
- (2) あなたの地域の学校は、保護者や地域の方々が気軽に行きやすい学校になっていますか。
ア なっている イ なっていない ウ わからない エ どちらとも言えない
- (3) あなたの地域の学校は、校長を中心に教職員が一丸となって子どもたちの教育を行っていますか。
ア おこなっている イ おこなっていない ウ わからない エ どちらとも言えない
- (4) あなたの地域の学校は、子どもの個性や子どもの可能性を引き出すように、きめ細かな指導を行っていますか。
ア おこなっている イ おこなっていない ウ わからない エ どちらとも言えない
- (5) あなたの地域の学校は、教育環境としての施設・設備が整っていると思いますか。
ア 思う イ 思わない ウ わからない エ どちらとも言えない
- (6) あなたの地域の学校では、いじめや不登校の子どもが減ってきていますか。
ア 減ってきている イ 増えてきている ウ わからない エ どちらとも言えない
- (7) あなたの地域の学校では、教育ビジョンをはっきりと説明し、節目節目で経過についての報告を行っていますか。
ア おこなっている イ おこなっていない ウ わからない エ どちらとも言えない
- (8) あなたの地域の学校では、学校教育推進会議（学校評議員）で、保護者や地域の意見を取り入れ学校教育に反映させていると思いますか。
ア 思う イ 思わない ウ わからない エ どちらとも言えない
- (9) あなたの地域の学校では、学校の教育活動を実施していく上で、地域の人材を十分に活用していますか。
ア 十分活用している イ まあまあ活用している ウ 不十分である エ わからない
- (10) あなたの地域の学校では、小・中学校との連携が十分に図られていると思いますか。
ア 思う イ 思わない ウ わからない エ どちらとも言えない
- 2 川崎市の学校教育の取り組みについて、忌憚のないご意見をお聞かせください。